

医 政 第 208 号  
令和 5 年 4 月 28 日

一般社団法人岩手県医師会長  
各郡市医師会長  
各病院長  
各診療・検査医療機関の長  
各消防本部消防長  
各保健所長

様

岩手県保健福祉部長



#### 5類移行後における対応について(通知)

平素より、本県の保健福祉行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）における位置づけが令和5年5月8日から5類感染症に変更され、医療提供体制は入院措置を原則とする行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行していくこととなります。

これまで県においては、医療提供体制の円滑な移行を図るため、関係機関への御説明と御協力をお願いしてきたところですが、今般、移行期間中の対応等について別紙のとおりとりまとめましたので、改めて御協力をお願いします。

なお、別紙の内容については県の基本的な対応をお示しするものであり、各二次医療圏における地域連絡会議等での議論を経た上で、地域の事情に応じた取扱いとすることは差し支えないことを申し添えます。

また、各郡市医師会におかれましては、病院及び診療・検査医療機関以外の会員医療機関に対して周知いただきますよう、よろしく申し上げます。

【担当】医療政策室感染症担当  
TEL : 019-629-6092 (直通)